

喜多方市水道事業経営等審議会 (第5回)

説明用資料

令和5年8月30日

建設部水道課



■諮問事項

【第5回審議会における諮問(審議)事項】

①喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・水道事業経営戦略(改定案)

②喜多方市水道料金適正化計画策定について

- ・料金体系(料金表)の決定
- ・水道料金適正化計画(修正案)

③答申書(案)について

- ・答申書(案)の確認

説明内容

1. 水道事業経営戦略(改定案)について
2. 喜多方市水道料金適正化計画(案)について
 - 2-1. 料金表案の再確認
 - 2-2. 喜多方市水道料金適正化計画(案)
3. 答申書(案)について

1. 水道事業経営戦略(改定案)について

【水道事業経営戦略(改定案)の策定】

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」に従い、経営戦略改定の背景、検討条件、検討結果等を整理した「喜多方市水道事業経営戦略(改定案)」を策定した(本編、概要版)。

なお、料金改定の時期等を含め第4回審議会にて了承いただき、審議会後の追加意見等もなかったため、大きな変更は行っていない。

水道事業経営戦略(改定案)は、「資料5、6」を参照

■諮問事項

【審議事項】

①喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・水道事業経営戦略(改定案)

2-1. 料金表案の再確認

【仮採用案と事務局案の概要】

第4回審議会にて提示した検討ケースのうち、委員意見を踏まえ仮採用となった案(ケース④-3)及び事務局案(ケース④-1)を以下に示す。

ケース	基本 水量	ケース概要	備考
④-1	無	基本料金: 口径別に設定(13mmと20mmは同一) 口径別の改定率を揃える 従量料金: 逡増型(口径別による区分有)、逡増度緩和	事務局案
④-3	有	基本料金: ケース④-1と同一 従量料金: 基本水量を維持した場合の料金を設定 逡増型(口径別による区分無)、逡増度緩和	第4回審議会にて仮の採用案として承認されたケース

事務局案(④-1)の補足説明を行った上で、改めて④-1と④-3の比較を行い、本審議会(第5回審議会)にて最終的な料金表を決定する。

2-1. 料金表案の再確認

【料金表案の比較】

ケース④-1、④-3の料金表案(一般用)は以下のとおりとなる。

(税抜)

口径	基本料金 (円)	ケース④-1					ケース④-3				
		基本 水量 (m ³)	従量料金(1m ³ 当たり)(円)				基本 水量 (m ³)	従量料金(1m ³ 当たり)(円)			
			～6m ³	7m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～		～6m ³	7m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～
13mm	1,970 (+370)	—	80 (+80)	80 (+10)	190 (－10)	230 (－10)	6	0 (+0)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)
20mm	1,970 (+370)	—	80 (+80)	80 (+10)	190 (－10)	230 (－10)	6	0 (+0)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)
25mm	2,090 (+390)	—	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	—	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)
30mm	3,080 (+580)	—	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	—	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)
40mm	4,920 (+920)	—	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	—	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)
50mm	8,610 (+1,610)	—	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	—	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)
75mm以上	19,680 (+3,680)	—	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	—	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)

※()内の数値は現行からの増減額

※公衆浴場用、臨時用は現行から変更なし

※基本料金は④-1及び④-3で同一

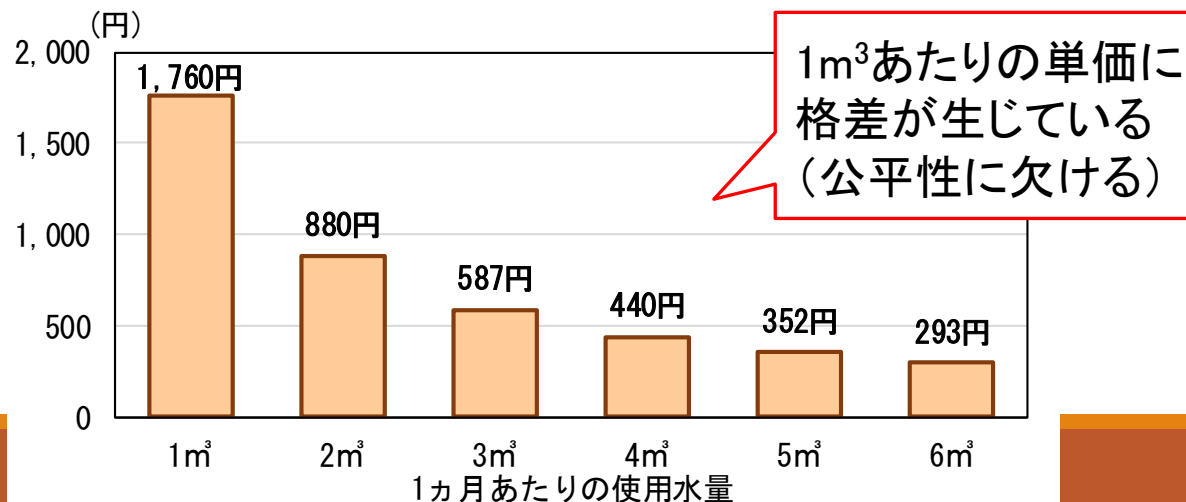
2-1. 料金表案の再確認

【ケース④-1に関する補足説明】

《④-1を事務局案とする理由(基本水量無とする理由)》

- 基本水量により節水意識を阻害している可能性があるため(特に単身世帯)。
- 使用水量が基本水量内である場合、使用水量に応じて単価に大きな差が生じてしまい、公平性に欠けるため(下図参照)。
- 「公衆衛生の向上と生活上必要な水使用を促す」という目的を概ね達成している現在において、基本水量を維持する必要性は低く、水道料金算定要領においても「漸進的に解消すること」とされているため。

月使用水量別の
1m³あたり単価
(現行、税込)



2-1. 料金表案の再確認

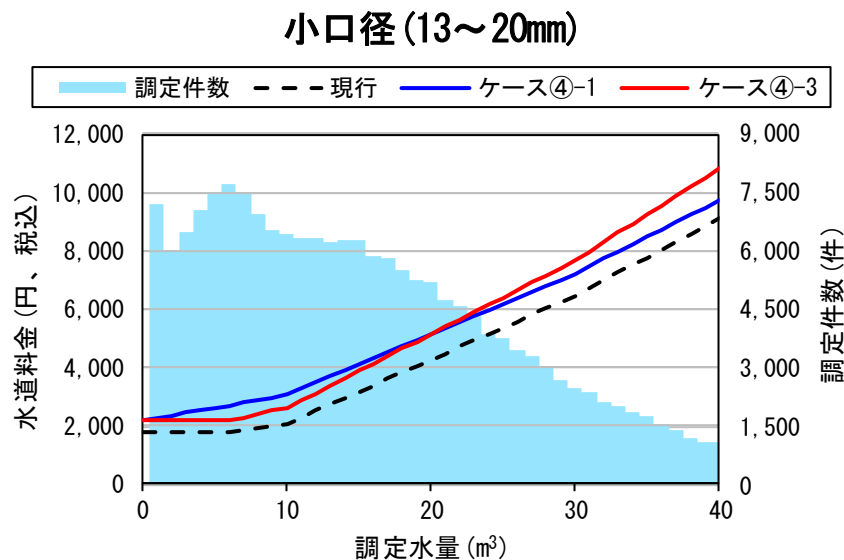
【小口径における料金の比較】

小口径(13~20mm)に関しては、月の使用水量が1~19m³の場合はケース④-3が安価となるが、21m³以上の場合はケース④-1が安価となる。

使用 水量 (m ³ /月)	水道料金(円/月、税込)							
	現行	④-1			④-3			④-1に対す る④-3の差 額(増分)
		料金	アップ額	アップ率	料金	アップ額	アップ率	
1	1,760	2,255	495	28.1%	2,167	407	23.1%	-88
6	1,760	2,695	935	53.1%	2,167	407	23.1%	-528
10	2,068	3,047	979	47.3%	2,607	539	26.1%	-440
17	3,608	4,510	902	25.0%	4,378	770	21.3%	-132
18	3,828	4,719	891	23.3%	4,631	803	21.0%	-88
19	4,048	4,928	880	21.7%	4,884	836	20.7%	-44
20	4,268	5,137	869	20.4%	5,137	869	20.4%	0
30	6,468	7,227	759	11.7%	7,667	1,199	18.5%	440
40	9,108	9,757	649	7.1%	10,857	1,749	19.2%	1,100

※ ■: ④-1と④-3を比較した場合に安価な料金

※ □: 平均調定水量



※調定件数は13mmと20mmの合算

詳細なアップ額・アップ率は別紙(資料-4)参照

2-1. 料金表案の再確認

【中大口径における料金の比較】

中大口径(25mm以上)は11~30m³の従量料金以外は両ケースで同じとなるため、最大でも220円(税込)の差となる(④-1>④-3)。

例: 口径25mmの場合

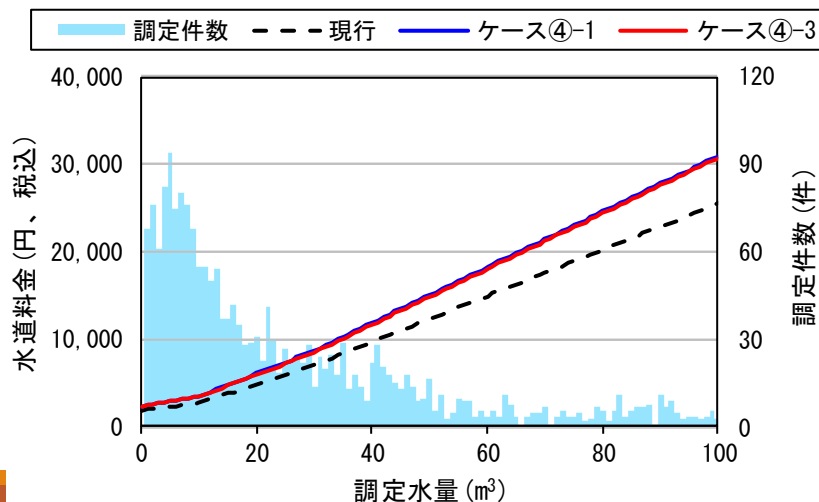
使用 水量 (m ³ /月)	水道料金(円/月、税込)							
	現行	④-1			④-3			④-1に対す る④-3の差 額(増分)
		料金	アップ額	アップ率	料金	アップ額	アップ率	
1	1,947	2,409	462	23.7%	2,409	462	23.7%	0
10	2,640	3,399	759	28.8%	3,399	759	28.8%	0
20	4,840	6,039	1,199	24.8%	5,929	1,089	22.5%	-110
30	7,040	8,679	1,639	23.3%	8,459	1,419	20.2%	-220
40	9,680	11,869	2,189	22.6%	11,649	1,969	20.3%	-220
50	12,320	15,059	2,739	22.2%	14,839	2,519	20.4%	-220
53	13,112	16,016	2,904	22.1%	15,796	2,684	20.5%	-220
100	25,520	31,009	5,489	21.5%	30,789	5,269	20.6%	-220
150	38,720	46,959	8,239	21.3%	46,739	8,019	20.7%	-220

※ ■: ④-1と④-3を比較した場合に安価な料金

※ □: 平均調定水量

ケース④-1及び④-3で大きな差はない(使用水量が10m³/月までであれば同額、31m³/月以上の場合に最大で税込220円差)

口径25mm



2-1. 料金表案の再確認

【各ケースのメリット・デメリット】

ケース④-1、④-3の料金表におけるメリット・デメリットはそれぞれ以下のとおりとなる。

ケース	基本水量	基本料金	従量料金	評価(○:メリット、×:デメリット)
④-1	廃止	口径別の改定率は均一 (13mmと20mmは同一料金)	口径別区分あり 逓増度: 3.43⇒ 2.88	○:基本水量の廃止、基本料金の区分が現行と同様 ×:小口径の少量利用者の改定率が高い (1～19m ³ /月の料金がケース④-3を上回る)
④-3	維持		口径別区分なし 逓増度: 3.43⇒ 2.90	○:基本料金・従量料金の区分が現行と同様 口径別・水量別改定率の差が小さい ×:小口径における7m ³ 以上の従量料金の改定額がケース④-1に比べて大きい (21m ³ /月以上の料金がケース④-1を上回る)



喜多方市として採用する案について再度ご審議いただきたい

2-2. 喜多方市水道料金適正化計画(案)

【水道料金適正化計画(修正案)の策定】

水道料金適正化に係る検討方針や検討結果をとりまとめた、「水道料金適正化計画(案)」を策定した(本編、概要版)。

なお、第4回審議会及びにおける意見及び第4回審議会後に各委員へ提出依頼を行った「意見等提出書」の意見を踏まえ、計画の修正を行った。

今後、本計画に沿って適正化に向けた取組(料金改定)を進める予定。

水道料金適正化計画(案)は、「資料7、8」を参照

※現時点では新たな料金表案をケース④-3として作成しているため、
本審議会の審議結果を踏まえ、④-1が採用となった場合は適宜変更

■諮問事項

【審議事項】

②喜多方市水道料金適正化計画策定について

- ・料金体系(料金表)の決定
- ・水道料金適正化計画(修正案)

3. 答申書(案)について

【答申書(案)】

令和4年11月10日付で提出された諮問書に対し、第1～4回審議会の内容を踏まえ、各諮問事項に対する審議会としての見解とその理由を整理し、答申書(案)としてとりまとめた。

《諮問事項》

諮問第1号 喜多方市水道事業経営戦略改定について

諮問第2号 喜多方市水道料金適正化計画策定について

諮問第3号 適正な水道料金のあり方について

答申書(案)は、「資料9」を参照

■諮問事項

【審議事項】

③答申書(案)について

- ・答申書(案)の確認